

甲種防火管理【再】講習について

収容人員 300 人以上の特定防火対象物のうち、甲種防火管理者の選任が必要な事業所で選任されている防火管理者に対して、甲種防火管理新規講習終了後、5 年以内ごとに再講習を受講することが定められています。

※甲種防火管理新規講習の修了以外で資格を取得した場合は、受講義務はありません。

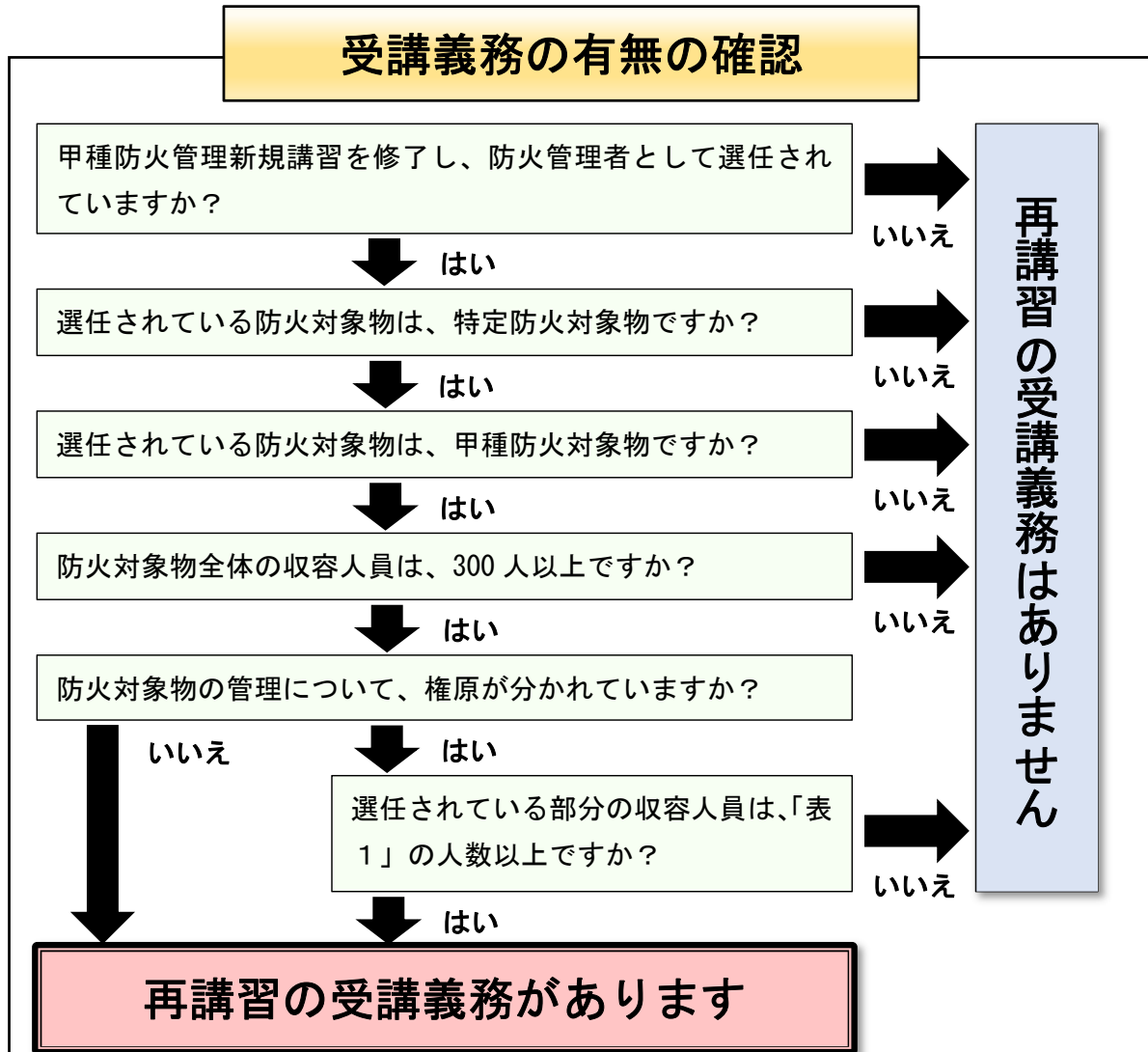


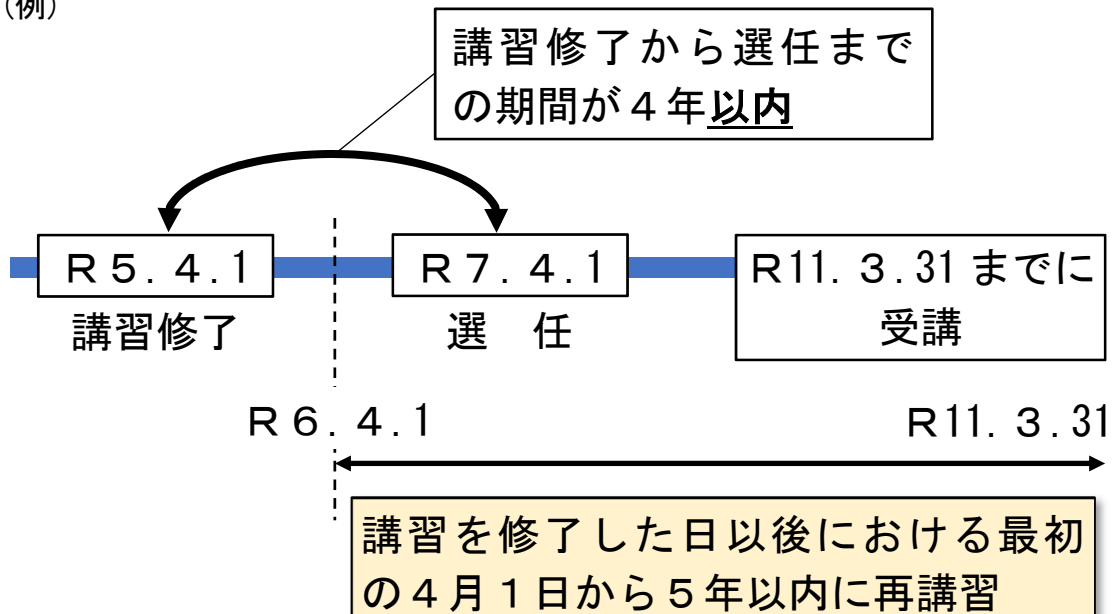
表 1 甲種防火管理者の選任が必要な事業所（テナント）

テナント用途		具体的用途	収容人員
特定用途	避難困難施設	火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設など	10 人以上
	上記以外	飲食店・店舗など、不特定多数の者が出入りする用途	30 人以上
非特定用途		共同住宅・事務所などの用途	50 人以上

甲種防火管理【再】講習の受講期限について

- ①選任日が講習修了日から4年以内である場合
講習修了日以後の最初の4月1日から5年以内が受講期限

(例)



- ②選任日が講習修了日から4年を超えている場合
選任日から1年以内が受講期限

(例)

